

2021年 NJ・NU 資格の新規・更新認定要件の緩和措置

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、JSAF）が認定するナショナル・ジャッジ（以下、NJ）およびナショナル・アンパイア（以下、NU）は、国内大会における審判員としての役割のみならず、セーリング競技の普及や技術の向上、スポーツマンシップの浸透など、我が国のセーリング・スポーツにとって欠かすことができない大きな役割を果たしてきた。

「ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程（2020年12月5日一部改定、2021年1月1日発効）」（以下、規程）は、このような役割を担うに相応しいNJ・NUを認定するために、NJ・NU資格の新規認定、および、4年毎の更新認定において、様々な要件を満たすことを求めている（規程第5、6、11および12条）。

COVID-19の影響により2020年の多くの国内大会が実施されなかったことにより、2021年に資格を更新しようとするNJ・NUにとって、また、新規にNJ・NU資格の取得を目指すセーラーにとって、資格認定要件のうちの「審判実務経験」と「セーリング実績」を満たすことが困難な状況にある。

JSAF ルール委員会は、2020年12月6日に開催された委員会において、このような現在の状況を、規程第5条および第11条のただし書きにいう「天災等やむを得ない事由により、要件を満たすことが困難」に当たる状況であると判断し、新規・更新認定要件を以下の通り緩和することを決定した。

なお、以下に示された今回の緩和措置は、2021年の国内大会の実施状況がCOVID-19以前の状況にまで回復することを想定して策定されている。この想定通りとならなかった場合には、追加の緩和措置が取られる。追加の緩和措置は、以下に示された今回の緩和措置の中で示されている考え方と同じ考え方に基づくものとなる。具体的な追加措置は、その案が2021年8月頃に公表され意見公募が行われた後、2021年12月頃に決定され公示される。

1. 更新認定要件の緩和

現在資格を有するNJ・NUの資格期間は、2021年6月末日までである。この期日までに満たすべき「審判実務経験」と「セーリング実績」は、[表1のA列](#)の通りである（緩和される前の更新認定要件）。

更新認定要件の緩和措置を、以下の通りとする。

a) 更新認定要件のうちの「審判実務経験」と「セーリング実績」を緩和し、以下の通り、資格を更新または延長する。

I. 仮にCOVID-19の影響がなかったとすれば、[表1のA列](#)の要件を満たしていたであろうと判断できるだけの経験・実績を有するNJ・NUは、資格の更新が認められるべきである。

●[表1のB列](#)の経験・実績を有するNJ・NUの資格を更新する。更新後の新たな資格期間は、2025年6月末日までである。

II. 上記 I. の緩和された更新要件を満たしていない NJ・NU は、不足分の経験・実績を 2020 年に追加する機会を COVID-19 の影響によって失った。この失った 1 年間の機会が与えられるべきである。

- **表 1 の B 列** の要件を満たさない全ての NJ・NU について、現在の資格期間を 1 年間延長し、2022 年 6 月末日までとする。
- 資格延長が認められた NJ・NU が、延長された期間中に **表 2** の要件を満たした場合、資格を更新する。更新後の新たな資格期間は、2025 年 6 月末日までである。

b) 上記 a) に基づいて資格が更新または延長されるためには、「審判実務経験」と「セーリング実績」以外の全ての要件を満たしている必要がある。ただし、これらの要件についても、規程第 12 条(7)の例外が適用される場合がある。

表 1 更新認定要件の緩和措置

	資格種別	A. 緩和前の更新認定要件	B. 緩和された更新認定要件
審判実務経験	NJ (A 級)	毎年 2 回以上、または、過去 2 年間に 5 回以上	<u>2020 年を除く</u> 毎年 2 回以上、または、過去 2 年間に <u>3 回</u> 以上、または、過去 <u>3 年間</u> に 5 回以上
	NJ (B 級)	毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に 3 回以上	<u>2020 年を除く</u> 毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に <u>2 回</u> 以上、または、過去 <u>3 年間</u> に 3 回以上
	NU	毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に 3 回以上	<u>2020 年を除く</u> 毎年 1 回以上、または、過去 2 年間に <u>2 回</u> 以上、または、過去 <u>3 年間</u> に 3 回以上
セーリング実績	NJ (A 級)	過去 2 年間に 2 回以上	過去 2 年間に <u>1 回</u> 以上、または、過去 <u>3 年間</u> に 2 回以上
	NJ (B 級)		
	NU		

表 2 緩和された更新要件を満たさなかった場合に、資格延長期間中に満たすべき更新要件

	資格種別	資格延長期間中に満たすべき更新要件
審判実務経験	NJ (A 級)	過去 2 年間に <u>3 回</u> 以上、または、 過去 <u>3 年間</u> に 5 回以上
	NJ (B 級)	過去 2 年間に <u>2 回</u> 以上、または、 過去 <u>3 年間</u> に 3 回以上
	NU	過去 2 年間に <u>2 回</u> 以上、または、 過去 <u>3 年間</u> に 3 回以上
セーリング実績	NJ (A 級)	過去 2 年間に <u>1 回</u> 以上、または、 過去 <u>3 年間</u> に 2 回以上
	NJ (B 級)	
	NU	

2. 新規認定要件の緩和

新規に NJ・NU の資格を認定されるためには、過去 2 年間に [表 3 の A 列](#) に示された回数の「審判実務経験」と「セーリング実績」が求められる。加えて、認定講習を受講して認定試験に合格している必要があり、受講・合格の有効期間は、[表 3 の A 列](#) に示された通り、1 年間である（緩和される前の新規認定要件）。

新規認定要件の緩和措置を、以下の通りとする。

- c) 既に資格を有すると認定された NJ・NU の更新の場合とは異なり、新たに NJ・NU の資格を認定するために求められる「審判実務経験」と「セーリング実績」の回数を減免することはできない。しかしながら、求められる回数を満たすための期間は、COVID-19 の影響により失われた期間を考慮して延長されるべきである。

- [表 3 の B 列](#) の通り、新規認定要件にある「審判実務経験」と「セーリング実績」を満たすべき期間を、3 年間に延長する。

- d) COVID-19 の前から NJ・NU 資格取得を目指して「審判実務経験」と「セーリング実績」を積み始めていた者は、上記 c) の緩和措置により救済され、COVID-19 終息後に資格取得の挑戦を再開することができる。一方で、COVID-19 の前に経験・実績を積んでいなかった者にとっては、2021 年に認定講習を受講して認定試験に合格したとしても、受講・合格の有効期間が 1 年間のままでは上記 c) の緩和措置は意味をなさない。したがって、新たに資格取得に挑戦しようとする者にとって、COVID-19 で 2020 年に被った影響は、2021 年の 1 年間の受講・受験機会を失ったことに等しい。

- [表 3 の B 列](#) の通り、認定講習受講と認定試験合格の有効期間を、2 年間に延長する。

表 3 新規認定要件の緩和措置

	資格種別	A. 緩和前の新規認定要件	B. 緩和された新規認定要件
審判実務経験	NJ (A 級)	過去 2 年間に 5 回以上	過去 <u>3 年間</u> に 5 回以上
	NJ (B 級)	過去 2 年間に 3 回以上 (運営・ジャッジ補助等の経験を 含めてもよい)	過去 <u>3 年間</u> に 3 回以上 (運営・ジャッジ補助等の経験を 含めてもよい)
	NU	過去 2 年間に 5 回以上	過去 <u>3 年間</u> に 5 回以上
セーリング実績	NJ (A 級)	過去 2 年間に 5 回以上	過去 <u>3 年間</u> に 5 回以上
	NJ (B 級)		
	NU		
認定講習受 講・試験合格の 有効期間	NJ (A 級)	1 年間。ただし、認定時と同じ 版の RRS である場合に限る。	<u>2 年間</u> 。ただし、認定時と同じ 版の RRS である場合に限る。
	NJ (B 級)		
	NU		

2020 年 12 月 8 日

公益財団法人日本セーリング連盟

ルール委員会 委員長

増田 開

